静岡空港管理規則

制定：２０１９年3月２２日

（目　的）

第 1 条　この規則は、静岡空港（以下「空港」という。）について、富士山静岡空港株式会社が地方管理空港運営権者として施設の管理、空港の区域内における営業の規制その他空港を能率的に運営し、及びその秩序を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（空港の区域への立入りの制限等）

第 2 条　富士山静岡空港株式会社は、天災・犯罪・事故等が発生したとき、混雑を予防する必要があるときその他空港の管理上必要と認めるときは、空港の区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は空港の区域に立ち入っている者の行為を制限することができる。

（団体入場）

第 3 条　２０名（富士山静岡空港株式会社が空港の利用状況を勘案してこれを超える人数を定めた場合は、その人数）以上の者（航空機乗組員、旅客及び空港に勤務する者を除く。）が団体で空港に入場しようとする場合には、その代表者は、その旨を富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。

（混雑の予告）

第 4 条　航空運送事業者は、その使用する航空機の離着陸に際して、歓送迎のため相当の混雑が予想される場合には、当該航空機の離着陸の予定日時の２４時間前までに、その旨を富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。

（制限区域への立入りの許可）

第 5 条　空港の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）その他富士山静岡空港株式会社が立入りを制限する旨を標示する区域（以下「制限区域」という。）に立ち入ろうとする者（航空機に乗降する航空機の乗務員及び旅客は除く。）は、様式第 1 号による制限区域立入許可兼制限区域内車両運転許可申請書（事業者用）又は様式第 2 号による制限区域立入許可兼制限区域内車両運行・運転許可申請書（工事等関係者用）を富士山静岡空港株式会社に提出して許可を受けなければならない。ただし、富士山静岡空港株式会社が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。この場合において、富士山静岡空港株式会社は、制限区域に立ち入ろうとする者（航空機に乗降する航空機の乗務員及び旅客は除く。）に対し、必要な指示をすることができる。

２　第１項の申請のうち、立ち入ろうとする期間が１日を超えない場合のものその他同項の規定により行う必要がないと富士山静岡空港株式会社が認めるものは、富士山静岡空港株式会社が別に定める方法により行うものとする。

３　第１項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴ 制限区域に立ち入ろうとする者の写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のものに限る。）

⑵ 前号に掲げるもののほか、富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

4　富士山静岡空港株式会社は、前項に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（航空機による滑走路等の使用の届出等）

第6条　滑走路等の運用時間内における航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機をいう。以下同じ。）の離陸若しくは着陸（以下「離着陸」という。）又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、あらかじめ、様式第3号による滑走路等使用（使用変更）届出書により、富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2　富士山静岡空港株式会社は、前項の規定による届出をした者に対し、航空機による滑走路等の使用について空港の管理のために必要な指示をし、又は条件を附すことがある。

3　富士山静岡空港株式会社は、前項の規定による指示又は条件に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることがある。

4　滑走路等の運用時間外における航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、様式第4号による運用時間外滑走路等使用（使用変更）許可申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

5　富士山静岡空港株式会社は、航空機に事故その他の緊急事態が発生した場合その他特別の理由があると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

6　第4項の許可を受けた者は、滑走路等を使用するときは、滑走路等が航空機の離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

7　第1項及び第4項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があると認められるときは、第1項の届出又は第4項の申請は、口頭その他の方法により行うことができる。

8　前項の方法により第1項の届出又は第4項の申請を行った者は、着陸後直ちに、第1項の届出書又は第2項の申請書を富士山静岡空港株式会社に提出しなければならない。

（一定の重量を超える航空機による離着陸等施設の使用の許可）

第7条　航空機等級番号（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書14に規定する航空機等級番号をいう。）が66を超える航空機の離着陸又は当該離着陸に伴う停留のため滑走路等を使用しようとする者は、様式第5号による重量超過航空機滑走路等使用許可申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して許可を受けなければならない。

2　富士山静岡空港株式会社は、滑走路等の状況、使用頻度等を考慮し、滑走路等が航空機の安全な離着陸に耐え得ると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

3　第1項の規定による提出があったときは、前条第1項前段の規定による届出又は同条第4項の前段の許可の申請があったものとみなす。

（航空機の停留等の制限）

第8条　第6条第1項の規定による届出をし、又は同条第4項の許可を受けて滑走路等を使用する者（以下「滑走路等使用者」という。）は、富士山静岡空港株式会社が指定する場所以外の場所において、航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

（検査の実施の指示）

第 9 条　富士山静岡空港株式会社又は国及び静岡県は、空港における旅客、航空機乗組員その他の者への危害及び航空機の損壊を防止するため、空港を使用する航空運送事業者に対し、富士山静岡空港株式会社の指定する方法により当該航空運送事業者の運送する旅客及びその手荷物の検査を実施すべきことを指示することがある。

２　航空運送事業者が前項の指示に違反した場合は、第 6 条第 3 項の規定を準用する。

（施設の設置等）

第 10 条　空港内の土地、建物その他の施設を設置し、取得し、又は借用しようとする者は、富士山静岡空港株式会社との間で当該土地、建物その他の施設等についての賃貸借契約又は使用貸借契約等を締結しなければならない。当該契約の締結にあたっては、次に掲げる事項を記載した申請書をあらかじめ富士山静岡空港株式会社に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 設置し、取得し、又は借用しようとする施設及びその用途

(3) 当該施設を設置し、取得し、又は借用しようとする理由

(4) 使用期間

(5) 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要

２　前項の申請書には、戸籍抄本又は商業登記簿並びに設計及び工事等の概要を示す書類を添付するものとする。

（施設の修理等）

第 11 条　施設の設置、取得又は借用の承認を受けた者（以下「施設利用者」という。）が当該施設を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、富士山静岡空港株式会社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、富士山静岡空港株式会社の認める軽微な修理、改造、移転又は除去についてはこの限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする施設

(3) 当該施設を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする理由

２　前項の申請書には、原則として設計及び工事等の概要を示す書類を添付するものとする。

３　富士山静岡空港株式会社は、施設利用者に対し、当該施設の修理、改造、移転又は除去について必要な指示をすることがある。

（施設の譲渡等の制限）

第 12 条　施設利用者は、当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更することができないものとする。ただし、特別の理由により当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、あらかじめ富士山静岡空港株式会社に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとする施設

(3) 相手方の氏名又は名称及び住所

(4) 変更後の用途

(5)当該施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとする理由

2　前項の承認には、条件又は期限を付することができる。

(原状回復の義務)

第13条　施設利用者及び第22条第1項の許可（同項第2号に掲げる行為の許可に限る）を受けた者は、当該施設の使用を終えたとき又は承認若しくは許可を取り消されたとき又は契約を解除されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。但し、富士山静岡空港株式会社が承認した場合は、この限りでない。

(浄化槽の使用の届出)

第14条　浄化槽を使用しようとするときは、あらかじめ、様式第6号による浄化槽使用（使用変更）届出書により、その旨を富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(航空機給油施設の使用の承認等)

第15条　空港の航空機給油施設を使用しようとする者は、富士山静岡空港株式会社の承認を受けなければならない。当該承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　富士山静岡空港株式会社は、前項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1)航空機給油施設の設置の目的に反すると認めるとき。

(2)航空機給油施設の管理上支障があると認めるとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、その使用が不適当であると認めるとき。

3　第1項の承認を受けた者（以下「航空機給油施設使用者」という。）は、航空機給油施設の使用を中止しようとするときは、あらかじめ、様式第7号による航空機給油施設使用中止届出書により、その旨を富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。

4　第1項前段の承認の申請は、様式第8号による航空機給油施設使用承認申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

5　第1項後段に規定する変更の承認の申請は、様式第9号による航空機給油施設使用変更承認申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

6　第4項又は第5項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)保管を希望する航空燃料の最大量の算定の根拠となる書類

(2)前号に掲げるもののほか、富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

7　前項の規定にかかわらず、富士山静岡空港株式会社は、同項第1号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(使用料の支払い)

第16条　滑走路等使用者は、別表第1に定める額の着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を着陸料にあっては着陸後直ちに、停留料にあっては停留を終わったときに納めなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、滑走路等使用者は、着陸又は停留の都度納める必要がない着陸料等としてあらかじめ富士山静岡空港株式会社が承認した着陸料等については、1月分を取りまとめて富士山静岡空港株式会社が指定する期限までに支払うことができる。

3　富士山静岡空港株式会社は、第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、空港管理上必要な限度において滑走路等の使用の停止その他の必要な措置を講ずることがある。

4　富士山静岡空港株式会社が別途定める条件を満たす場合、着陸料等割引制度を適用することがある。

5　第2項の規定による承認の申請は、様式第10号による着陸料等納付時期特例承認申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

6　第14条第1項の規定による届出をした者（以下「浄化槽使用者」という。）は、別表第２に定める額の浄化槽使用料を富士山静岡空港株式会社が発行する請求書により支払期限までに支払わなければならない。

7　航空機給油施設使用者は、別表第３に定める額の航空機給油施設使用料（着陸料等、浄化槽使用料と合わせて、以下に「使用料」という。）を富士山静岡空港株式会社が発行する請求書により支払期限までに支払わなければならない。

（後納承認の取消）

第17条　前条第2項の規定により後納の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することとなった場合には、富士山静岡空港株式会社は、その承認を取り消すことができる。

(1)仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき

(2)破産、会社更生、民事再生、会社整理等の申立てがあったとき、精算手続きに入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき。

(3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき（法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき。）

(4)裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき。

(5)財務状況の悪化により、会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずる恐れがあるとき。

(6)航空運送事業者にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき。

2　前条第2項の規定により後納の承認を受けた者が、承認を取り消された場合には、期限の利益を失い、着陸料等その他富士山静岡空港株式会社から提供を受けた施設の使用により発生した債務（土地又は建物の賃貸借契約及びそれらに付随する契約により発生した債務を除く。）の全部を会社の指定する日までに支払わなければならない。

（使用料の減免）

第18条　富士山静岡空港株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、着陸料等を減免することができ、その減免する額は当該各号に定める額とする。

(1)国及び地方公共団体が公用のために使用する場合・・・着陸料等の全額

(2)災害応急対策のために使用する場合・・・着陸料等の全額

(3)航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸するために使用する場合
・・・着陸料等の全額

(4)試験飛行のために使用する場合・・・着陸料の全額

(5)離陸後やむを得ない事情により、他の空港等（航空法第2条第6項に規定する空港等をいう。

以下同じ。）に着陸することなく、再度着陸するために使用する場合
・・・着陸料の全額

(6)やむを得ない事情により不時着するために使用する場合・・・着陸料の全額

(7)直前に沖縄島又は離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）に所在する空港等を離陸したターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものが着陸するために使用する場合　　・・・着陸料に２分の１を乗じて得た額

(8)前各号に掲げるものの他、富士山静岡空港株式会社が特に必要と認める場合
・・・富士山静岡空港株式会社が別に定める額

2　前項により着陸料等の減免を受けようとする者は、様式第 11 号による着陸料等減免申請書を富士山静岡空港株式会社に提出しなければならない。

3　富士山静岡空港株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、浄化槽使用料又は航空機給油施設使用料を減免することができ、その減免する額は、富士山静岡空港株式会社が別に定める額とする。

(1)災害応急対策のために使用する場合

(2)前号に掲げるもののほか、富士山静岡空港株式会社が特に必要と認める場合

4　第 3 項の規定により浄化槽使用料又は航空機給油施設使用料の減免を受けようとする者は、様式第 12 号による浄化槽使用料・航空給油施設使用料減免申請書を富士山静岡空港株式会社に提出しなければならない。

（延滞金）

第 19 条　使用料をその支払期限までに支払わない者は、当該使用料の金額につき年１４．５パーセントの割合で支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。

（端数処理）

第 20 条　使用料の額及び前条の延滞金に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（旅客数等の報告）

第 21 条　富士山静岡空港株式会社は、空港管理上必要があると認めるときは、航空運送事業者等に対し、旅客数、貨物量等について報告を求めることがある。

（営業の許可等）

第 22 条　空港の区域内において次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者（第 6 項に定める者を除く。）は、富士山静岡空港株式会社の許可を受けなければならない。ただし、施設利用者は、当該承認に係るものについては、この限りではない。

(1)営業を行うこと。

(2)展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、空港の一部を独占して使用すること。

(3) 広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。）を掲出し、又は表示すること。

2　富士山静岡空港株式会社は、行為の内容が空港の秩序を乱すおそれのないものであり、かつ、空港の利用者の利便を増進するものであると認めるときに限り、前項の許可をすることができる。

3　第1項の許可を受けた者は、当該行為を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を富士山静岡空港株式会社に届け出なければならない。

4　第1項の許可を受けた者は、許可を受けた行為を第三者に譲渡又は委託等してはならない。ただし、富士山静岡空港株式会社の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

5　第1項の許可及び第4項の承認には、条件又は期限を付すことがある。

6　第1項の許可を要しない者は、同項第1号に掲げる行為をしようとする者であって次に掲げるものとする。

(1) 当該営業について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者又は同法第43条第1項の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(2) 当該営業について、航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項、第123条第1項若しくは第129条第1項の許可を受けた者又は同法第133条第1項の規定による届出をした者

(3) 当該営業について、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業（航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）について同法第3条第1項若しくは第35条第1項の登録又は同法第20条若しくは第45条第1項の許可を受けた者

(4) 前3号に掲げるものの他、富士山静岡空港株式会社が特に認めるもの

（制限区域内における車両の運行の許可）

第23条　制限区域内において車両を運行の用に供しようとする者は、様式第2号による制限区域立入許可兼制限区域内車両運行・運転許可申請書（工事等関係者用）又は様式第13号による制限区域内車両運行許可申請書を提出して、当該車両ごとに富士山静岡空港株式会社の許可を受けなければならない。ただし、富士山静岡空港株式会社が緊急を要すると認めるときは、この限りではない。

2　前項の申請のうち、車両の運行の用に供しようとする期間が1日を超えない場合のものその他同項の規定により行う必要がないと富士山静岡空港株式会社が認めるものは、富士山静岡空港株式会社が別に定める方法により行うものとする。

3　第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 自動車検査証の写しその他これに準ずるものとして富士山静岡空港株式会社が指定する書類

(2) 当該車両の外観を示す図又は写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

4　前項の規定にかかわらず、富士山静岡空港株式会社は同項第1号又は第2号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（制限区域内における車両の運転の許可）

第23条の2　制限区域内において車両を運転しようとする者は、様式第1号による制限区域立入許可兼制限区域内車両運転許可申請書（事業者用）、様式第2号による制限区域立入許可兼制限区域内車両運行・運転許可申請書（工事等関係者用）又は様式第14号による制限区域内車両運転許可申請書を提出して、車両を運転する者ごとに富士山静岡空港株式会社の許可を受けなければならな

い。ただし、富士山静岡空港株式会社が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

２　前項の申請のうち、車両を運転しようとする期間が１日を超えない場合のものその他同項の規定により行う必要がないと富士山静岡空港株式会社が認めるものは、富士山静岡空港株式会社が別に定める方法により行うものとする。

３　第１項の許可は、軽車両を運行の用に供しようとする場合を除いて、これを受けなければならないものとする。

４　第１項の申請書には、車両を運転する者の運転免許証の写しを添付しなければならない。

（許可証の交付等）

第24条　富士山静岡空港株式会社は、第5条第1項又は第23条第1項若しくは第4項の許可をしたときは、別に定めるところにより、許可証を交付するものとする。

２　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を破り、汚し、又は失ったときは、別に定めるところにより、その再交付を受けなければならない。

（禁止行為）

第25条　空港の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)標札、標識、芝生その他空港の施設又は駐車中の車両を損傷し、又は汚損すること。

(2)定められた場所以外の場所に、ごみその他のものを遺棄すること。

(3)富士山静岡空港株式会社の許可を受けないで、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること（公用者、施設の利用者又は営業者が、その業務又は営業のためにする場合を除く。）。

(4)富士山静岡空港株式会社の許可を受けないで、裸火を使用すること。

(5)航空機、発動機、プロペラその他の機器を清掃する場合には、野外又は消火設備のある耐火性作業所以外の場所で、可燃性又は揮発性液体を使用すること。

(6)富士山静岡空港株式会社が指定する場所以外の場所で、可燃性の液体、可燃性の気体その他これらに類する物品を保管し、又は貯蔵すること。（富士山静岡空港株式会社の許可した場合又は航空機にそのために設備された容器に入れて、機内に保管する場合を除く。）。

(7)富士山静岡空港株式会社が指定する場所以外の場所で喫煙すること。

(8)給油若しくは排油作業、整備又は試運転中の航空機から３０メートル以内の場所に立ち入ること（その作業に従事する者を除く。）。

(9)富士山静岡空港株式会社が指定する場所以外の場所で、車両を運転し、駐車し、修理し、又は清掃すること。

(10)動物を連れてターミナルビル及び制限区域に立ち入ること（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬又はこれと同等の能力を有すると認められる犬等を連れて立ち入る場合を除く。）。なお、航空会社の定める手続きを行う場合はこの限りではない。

(11)富士山静岡空港株式会社の許可を受けないで、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(12)前各号に掲げるもののほか、空港の秩序を乱し、又は空港の機能を損なうおそれがある行為をすること。

２　前項第3号の許可の申請は、様式第15号による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯（運搬）許可申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)当該物品を携帯し、又は運搬しようとする経路を示す図面

(2)当該物品の取扱いについて、法令の規定により、許可その他の処分を受けることを必要とする場合にあっては、当該許可その他の処分を受けたことを証する書類

4　第1項第4号の許可の申請は、様式第16号による裸火使用許可申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

5　前項の申請書には、裸火を使用しようとする場所を示す図面を添付しなければならない。

6　第1項第11号の許可の申請は、様式第17号による募金、署名運動その他これらに類する行為の許可申請書を富士山静岡空港株式会社に提出して行うものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)当該行為をしようとする場所を示す図面

(2)前号に掲げるもののほか、富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

(事故報告)

第26条　空港内にある者は、空港で犯罪、火災その他重大な事故が発生したことを知ったときは、できるだけ速やかに富士山静岡空港株式会社の従業員又は警察署又は消防署に届け出なければならない。

(航空機の給油作業等の制限)

第27条　空港の区域内においては、次の各号のいずれかに該当する場合は、航空機の給油又は排油の作業を行ってはならない。

(1)給油装置又は排油装置が不完全な状態である場合

(2)航空機の発動機が運転中又は加熱状態である場合

(3)旅客が航空機内にいる場合（必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。）

(4)航空機の無線設備又は電気設備が操作され、その他静電気による火花放電を起こすおそれのある物件が使用されている場合

(無線設備の操作の禁止)

第28条　格納庫内にある航空機の無線設備は、操作してはならない。

(制止・退去)

第29条　富士山静岡空港株式会社は、以下に掲げる者に対し、制止又は退去を命ずることがある。

(1)第２条又は第３条の規定に違反して、入場した者

(2)第５条の規定に違反して、制限区域に立ち入った者

(3)第22条の規定に違反して、営業を行った者

(4)第23条の規定に違反して、車両を使用した者

(5)第25条の規定に違反して、禁止行為を行った者

(6)第27条の規定に違反して、給油作業を行った者

(7)第28条の規定に違反して、無線設備の操作を行った者

(検査)

第 30 条　富士山静岡空港株式会社は、施設の管理及び第 22 条第 1 項の許可を受けた行為の適正を確保するために必要があるときは、施設利用者又は第 22 条第 1 項の許可を受けた者の施設又は事業場に立ち入って、施設の状況又は経営の状態等について検査することができる。

（報告の要請）

第 31 条　富士山静岡空港株式会社は、空港管理上必要があるときは、施設利用者又は第 22 条第 1 項の許可を受けた者に対し、施設又は営業の状況等について、報告を求めることがある。

（使用の停止等）

第 32 条　富士山静岡空港株式会社は、空港管理上特に必要があるときは、施設利用者に対し、当該施設について、使用の停止、所有物の撤去、修理、改造、移転又は除去その他必要な措置を命ずることがある。

２　富士山静岡空港株式会社は、空港管理上特に必要があるときは、第 22 条第 1 項の許可を受けた者に対し、営業の停止その他当該営業について必要な措置を命ずることがある。

（承認等の取消）

第 33 条　富士山静岡空港株式会社は、静岡空港管理規則の規定による承認若しくは許可（以下「承認等」という。）を受けた者が、法令若しくはこの規則又は承認等に付した条件に違反したときは、承認等を取り消すことがある。

（免責）

第 34 条　富士山静岡空港株式会社は、前条の空港の使用の休止又は使用方法の制限により生じた損害については、富士山静岡空港株式会社の責に帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責を負わないものとする。

（損害賠償）

第 35 条　空港において、故意又は過失により、施設を破損し、汚損し、又はその他の行為により富士山静岡空港株式会社又は第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

附　則

この静岡空港管理規則は、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

この静岡空港管理規則は、２０２０年１２月１日から施行する。

附　則

この静岡空港管理規則は、２０２２年４月１日から施行する。

附　則

この静岡空港管理規則は、２０２３年１月１日から施行する。

別表第1

区分	着陸料等の額
着陸料	1　ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。 (1)　航空機の最大離陸重量をそれぞれ次のアからエまでに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア　25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円 イ　25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円 ウ　100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円 エ　200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円 (2)　国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1EPNデシベルとして計算する。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た額 2　その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次の(1)及び(2)の航空機の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額とする。 (1)　最大離陸重量が6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円 (2)　最大離陸重量が6トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次のア及びイに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア　6トン以下の重量については、当該重量に対し700円 イ　6トンを超える重量については、1トンごとに590円

停留料	6時間以上停留する航空機について、停留時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間として計算する。)ごとに、次の1及び2の航空機の区分に応じ、それぞれ1及び2に定める額とする。 1　最大離陸重量が23トン以下の航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 (1)　3トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (2)　3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (3)　6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円 2　最大離陸重量が23トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 (1)　25トン以下の重量については、1トンごとに90円 (2)　25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円 (3)　100トンを超える重量については、1トンごとに70円

注

1　航空機の最大離陸重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとして計算する。

2　消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料等の額にそれぞれ消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）に相当する額を加算して得た額を着陸料等の額とする。

3　着陸料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2

浄化槽使用料の額
浄化槽使用者が排除した汚水の量1立方メートルにつき250円とする。
注 1　浄化槽使用者が排除した汚水の量は、富士山静岡空港株式会社が認定した水道の使用水量とする。この場合において、水道の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを1立方メートルとして計算する。 2　浄化槽使用料の額にそれぞれ消費税等に相当する額を加算して得た額を浄化槽使用料の額とする。

別表第3

航空機給油施設使用料の額
航空機給油施設から搬出する航空機燃料1リットルにつき1円67銭とする。
注 1　航空機給油施設から搬出する航空機燃料の量に1リットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 2　消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機燃料以外にあっては、当該航空機給油施設使用料の額に消費税等に相当する額を加算して得た額を航空機給油施設使用料の額とする。 3　航空機給油施設使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

様式第1号(用紙　日本産業規格A4縦型)

制限区域立入許可兼制限区域内車両運転許可申請書(事業者用)

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり制限区域への立入り及び制限区域内における車両の運転の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第5条第1項及び第23条の２第１項の規定により申請します。

番号	フリガナ 氏名	年齢	所属	立ち入ろうとする期間	立入りの理由	運転の有無
			住所	立ち入ろうとする場所		
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無

添付書類

1　写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のものに限る。)
2　当該車両を運転する者の運転免許証の写し
3　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

(注)

1　「運転の有無」の欄は、該当するものを〇で囲むこと。
2　不要な文字は、抹消すること。

様式第2号(用紙　日本産業規格A4縦型)

制限区域立入許可兼制限区域内車両運行・運転許可申請書(工事等関係者用)

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
　代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
　　氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり制限区域への立入り並びに制限区域内における車両の運行及び運転の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第5条第1項及び第23条第1項、第23条の２第1項の規定により申請します。

１　工事等の概要

工事等の名称	
発注者	
工期	
立ち入ろうとする期間	
作業区域	
作業内容	

２　立ち入ろうとする者の氏名等

区分	番号	氏名	年齢	住所	所属	運転の有無	許可条件
工事等責任者						有・無	
現場代理人						有・無	
作業員						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

＜許可条件＞

ア　講習及び試験に合格した者

イ　過去１年以内に空港の車両運転許可を有していた者（許可条件が同等と認められる場合に限る）過去1年以上の期間を空けずに継続して車両運転許可を有していた者は当初の許可条件を併記すること。

ウ　航空機の運航の安全を阻害するおそれの無い者

エ　アに定める講習及び試験に合格した者の運転する車両の先導、又は当該者の同乗により誘導を受けて運転する者

３　運行の用に供する車両

番号	自動車登録番号	車名、型式等	所　　属	用　　途	車高

添付書類

1　自動車検査証の写しその他これに準ずるもの
2　当該車両の外観を示す図又は写真
3　車両を運転する者の運転免許証の写し
4　工事等の概要を示す書類
5　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

(注)

1　下請事業者に所属する工事等関係者が立ち入る場合も、一括して記入すること。
2　「運転の有無」の欄は、該当するものを〇で囲むこと。
3　不要な文字は、抹消すること。

様式第3号(用紙　日本産業規格A4縦型)

滑走路等使用(使用変更)届出書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

届出者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり滑走路等を使用(滑走路等の使用の届出に係る事項を変更)したいので、静岡空港管理規則第6条第1項の規定により届け出ます。

航空機の型式等	型式	
	国籍記号・登録記号	
	最大離陸重量	トン
	騒音値	EPNデシベル
使用期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで (停留時間　時間　分)	
使用しようとする施設	1　滑走路　2　誘導路　3　エプロン	
使用目的	1　航空運送事業　2　航空機使用事業 3　その他(　)	
変更内容 (　年　月　日付け届出の変更)	変更事項	
	変更理由	
参考事項		

(注)

1　不要な文字は、抹消すること。
2　「騒音値」の欄には、ジェット機である場合に記入すること。
3　「使用しようとする施設」及び「使用目的」の欄は、該当する数字を○で囲み、「その他」に該当する場合は、(　)内にその内容を具体的に記入すること。
4　「変更内容」の欄には、使用変更の届出の場合に記入すること。

様式第4号(用紙　日本産業規格A4縦型)

運用時間外滑走路等使用(使用変更)許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり運用時間外における滑走路等の使用(運用時間外における滑走路等の使用の許可に係る事項の変更)の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第6条第4項の規定により申請します。

航空機の型式等	型式	
	国籍記号・登録記号	
	最大離陸重量	トン
	騒音値	EPNデシベル
使用期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで (停留時間　時間　分)	
使用しようとする施設	1　滑走路　2　誘導路　3　エプロン	
使用目的	1　航空運送事業　2　航空機使用事業 3　その他(　)	
運用時間外使用の理由		
変更内容 (　年　月　日付け許可の変更)	変更事項	
	変更理由	
参考事項		

(注)

1　不要な文字は、抹消すること。
2　「騒音値」の欄には、ジェット機である場合に記入すること。
3　「使用しようとする施設」及び「使用目的」の欄は、該当する数字を○で囲み、「その他」に該当する場合は、(　)内にその内容を具体的に記入すること。
4　「変更内容」の欄には、使用変更の許可申請の場合に記入すること。

様式第5号(用紙　日本産業規格A4縦型)

重量超過航空機滑走路等使用許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり一定の重量を超える航空機による滑走路等の使用の許可を受けたいので、第7条第1項の規定により申請します。

航空機の型式等	型式	
	国籍記号・登録記号	
	航空機等級番号	
	最大離陸重量	トン
	騒音値	EPNデシベル
使用期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで (停留時間　時間　分)	
使用しようとする施設	1　滑走路　2　誘導路　3　エプロン	
使用目的	1　航空運送事業　2　航空機使用事業 3　その他(　)	
運用時間外使用の理由		
参考事項		

(注)

1　「騒音値」の欄には、ジェット機である場合に記入すること。

2　「使用しようとする施設」及び「使用目的」の欄は、該当する数字を○で囲み、「その他」に該当する場合は、(　)内にその内容を具体的に記入すること。

3　「運用時間外使用の理由」の欄には、運用時間外に滑走路等を使用しようとする場合に記入すること。

様式第6号(第8条の2関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(追加〔平成26年規則25号〕)

浄化槽使用(使用変更)届出書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

届出者　住所　　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり浄化槽を使用(浄化槽の使用の届出に係る事項を変更)したいので、静岡空港管理規則第14条の規定により届け出ます。

排水の原因となる設備	
使用開始日	年　　月　　日
1日当たりの予定排水水量	リットル
変更内容 (　　年　　月　　日付け届出の変更)	変更事項
	変更理由
参考事項	

(注)
1　不要な文字は、抹消すること。
2　「変更内容」の欄には、使用変更の届出の場合に記入すること。

様式第7号(用紙　日本産業規格A4縦型)

航空機給油施設使用中止届出書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

届出者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり航空機給油施設の使用を中止したいので、静岡空港管理規則第15条第3項の規定により届け出ます。

航空機給油施設使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日　　第　　号
使用承認期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
使用中止予定年月日	年　　月　　日
使用中止の理由	
参考事項	

様式第8号(用紙　日本産業規格A4縦型)

航空機給油施設使用承認申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり航空機給油施設の使用の承認を受けたいので、静岡空港管理規則第15条第1項前段の規定により申請します。

使用する期間	年　月　日から　年　月　日まで	
保管希望最大量	キロリットル	
燃料搬入者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
燃料搬入車両	自動車登録番号	
	所属	
燃料搬出者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
燃料搬出車両	自動車登録番号	
	所属	
参考事項		

添付書類
1　保管を希望する航空機燃料の最大量の算定の根拠となる書類
2　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

(注)
1　「燃料搬入者」及び「燃料搬出者」の欄には、燃料の搬入又は搬出に係る業務を第三者に委託しようとする場合に記入すること。
2　燃料搬出車両が登録を受けていない場合は、「燃料搬出車両」欄の「自動車登録番号」には未登録と記入すること。

様式第9号(用紙　日本産業規格A4縦型)

航空機給油施設使用変更承認申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり航空機給油施設の使用の承認に係る事項の変更の承認を受けたいので、静岡空港管理規則第15条第1項後段の規定により申請します。

航空機給油施設使用承認の年月日及び承認番号	年　　月　　日　　第　　号	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
参考事項		

添付書類
1　保管を希望する航空機燃料の最大量の算定の根拠となる書類
2　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

様式第10号(用紙　日本産業規格A4縦型)

着陸料等納付時期特例承認申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり着陸又は停留の都度納める必要がない着陸料等として承認を受けたいので、静岡空港管理規則第16条第2項の規定により申請します。

承認を受けようとする着陸料等	1　着陸料　　2　停留料
承認を受けようとする期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
承認を受けようとする理由	
参考事項	

(注)　「承認を受けようとする着陸料等」の欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第11号(用紙　日本産業規格A4縦型)

着陸料等減免申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

。

次のとおり着陸料等の減免を受けたいので、静岡空港管理規則第18条第1項の規定により申請します。

航空機の型式等	型式		
	国籍記号・登録記号		
	航空機等級番号		
	最大離陸重量		トン
	騒音値		EPNデシベル
使用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで (停留時間　時間　分)		
減免を受けようとする額	着陸料	円(減免前の額　円)	
	停留料	円(減免前の額　円)	
	計	円(減免前の額　円)	
減免を受けようとする理由			
参考事項			

(注)　「騒音値」の欄には、ジェット機である場合に記入すること。

様式第12号(用紙　日本産業規格A4縦型)
（一部改正〔平成26年規則25号〕）

航空機給油施設使用料減免申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり航空機給油施設使用料の減免を受けたいので、静岡空港管理規則第18条第3項の規定により申請します。

減免を受けようとする額	円　(減免前の額　　円)
減免を受けようとする理由	
参考事項	

(注)　不要な文字は、抹消すること。

様式第13号(その1)(用紙　日本産業規格A4縦型)

制限区域内車両運行許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり制限区域内における車両の運行の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第23条第1項の規定により申請します。

自動車登録番号	
車名、型式等	
所属	
運行の用に供する期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
運行の用に供する区域	
運行の用に供する目的	
搭載されている装備の概要	
参考事項	

添付書類

1　自動車検査証の写しその他これに準ずるもの
2　当該車両の外観を示す図又は写真
3　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類

様式第13号(その2)(用紙　日本産業規格A4縦型)

制限区域内車両運行許可申請書(自転車用)

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり制限区域内における車両の運行の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第23条第1項の規定により申請します。

製品名等	
運行の用に供する期間	
運行の用に供する区域	
運行の用に供する目的	
駐輪する場所	
塗色	
装備等の概要	□　前照灯　□　反射鏡 □　ベル等　□　両立スタンド □　錠　□　氏名(法人にあっては、その名称)の明記
参考事項	

添付書類
当該車両の外観を示す図又は写真
(注)　該当する□にレ印を記入すること。

様式第14号(用紙　日本産業規格A4縦型)

制限区域内車両運転許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり制限区域内における車両の運転の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第23条の２第１項の規定により申請します。

立入許可証番号	フリガナ 氏名	年齢	所属	運転する目的	参考事項

添付書類
　車両を運転する者の運転免許証の写し

様式第15号(用紙　日本産業規格A4縦型)

爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬)許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯(運搬)の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第25条第1項第3号の規定により申請します。

爆発物又は危険を伴う可燃物の種類及び数量	
携帯(運搬)する期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
携帯(運搬)する場所	
携帯(運搬)する目的	
携帯(運搬)の方法	
参考事項	

添付書類

1　爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬しようとする経路を示す図面
2　取扱いについて、法令の規定により、許可その他の処分を受けることを必要とする場合にあっては、当該許可その他の処分を受けたことを証する書類

(注)　不要な文字は、抹消すること。

様式第16号(用紙　日本産業規格A4縦型)

裸火使用許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり裸火の使用の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第25条第1項第4号の規定により申請します。

裸火の種類	
裸火を使用する期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
裸火を使用する場所	
裸火を使用する目的	
参考事項	

添付書類
　裸火を使用しようとする場所を示す図面

様式第17号(用紙　日本産業規格A4縦型)

募金、署名運動その他これらに類する行為の許可申請書

年　　月　　日

富士山静岡空港株式会社
代表取締役社長　（氏名）　様

申請者　住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり募金、署名運動その他これらに類する行為の許可を受けたいので、静岡空港管理規則第25条第1項第11号の規定により申請します。

行為の内容	
行為をする期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
行為をしようとする場所	
行為をする目的	
参考事項	

添付書類

1　当該行為をしようとする場所を示す図面
2　その他富士山静岡空港株式会社が必要と認める書類